

競争参加停止措置の概要

- 競争参加停止措置業者名：世紀東急工業株式会社
業者の住所：東京都港区芝公園2-9-3
- 競争参加停止措置期間：2024年3月22日～2024年4月21日
(1カ月)
- 事実概要：
世紀東急工業株式会社は、当社発注の「舗装補修大規模修繕工事（2022-1-北）」において、表層施工中、合材が空になったダンプトラックを規制から横出しするときに、1,600m手前の交通誘導警備員よりペースカー接近の無線が入ったため、当該箇所の交通誘導警備員の誘導によりダンプトラックを規制帯から退出させようとした。その際、ペースカーの前を一般車両が走行していることに気付かず誘導してしまったため、ダンプトラックと一般車両が接触した。
- 競争参加停止措置理由：
世紀東急工業株式会社が安全管理措置の不適切により公衆損害事故を発生させたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止要領」別表第1第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第1>

措置要件	期間
1～4 略	
5 会社発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
6～8 略	